

第3節 募集設立

募集設立とは、発起人が設立時発行株式（株式会社の設立に際して発行する株式）の一部を引き受け、残りを発起人以外の者から募集して会社を設立することをいいます。ここでは、募集設立の手続について、発起設立と異なる点を中心に述べます。

1 設立時発行株式の引受人の募集

募集設立では、設立時発行株式の総数から発起人の引受株数を控除した残りの株式数について、株主を募集することになります（会社57条1項）。募集設立をする際は、発起人全員の同意が必要です（会社57条2項）。

募集の方法は、公募でも縁故募集でもよいことになっています。したがって、広く一般大衆を相手に、つまり不特定多数の人を相手に勧誘してもよいですし、従業員又は取引先というように一定範囲の人だけを対象にして勧誘してもよく、また、当初から特定の人だけを相手にして勧誘してもよく、募集の方法は発起人が自由に決定できるものとされています。

〔株主募集の方法〕

○会社総株のうちその幾株を発起人自己において引き受け、その幾株を募集となすべきか、またその募集の方法を一般公募となすべきか、あるいは賛成人株を設け縁故者よりこれを募集するか、更にまた定款において額面超過額をもって株式の発行をなし得べきことを定めた場合において、額面超過額をもって株式の発行をなすべきか否か、また、あるいは一定の株数を額面超過額をもって公募となし、その他の額面額をもって賛成人等に割り当てるかはすべて発起人の自由に決定しうるところとする（東京控判昭5・9・16新聞3187・10）。

2 設立時募集株式に関する事項の決定

発起人は、設立時発行株式の引受人を募集するにあたり、(a)設立時募集株式の数（種類株式発行会社の場合は、その種類及びその種類ごとの数）、(b)設立時募集株式の払込金額、(c)設立時募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日又はその期間、(d)一定の日までに設立の登記がされない場合において、設立時募集株式の引受けの取消しをすることができることとするときは、その旨及びその一定の日を定めなければならない、その場合、発起人全員の同意が必要となります（会社58条1項・2項）。

3 設立時募集株式の申込み

(1) 引受申込みをしようとする者に対する通知

発起人は、設立時募集株式の申込みをしようとする者に対し、

- ① 定款認証の年月日及びその認証をした公証人の氏名
- ② 会社法27条各号（定款の絶対的記載・記録事項）、28条各号（変態設立事項）、32条1項各号（設立時発行株式に関する事項）及び58条1項各号（設立時募集株式に関する事項）に掲げる事項
- ③ 発起人が出資した財産の価額
- ④ 払込みの取扱場所
- ⑤ その他法務省令（会社規8条各号）で定める事項

を通知しなければなりません（会社59条1項）。〔書式1—15参照〕

上記各事項に変更があった場合、発起人は直ちにその旨及び変更があった事項を申込者に通知することが必要です（会社59条5項）。

なお、上記各事項は、旧商法下では株式申込証の用紙に記載することが要求されていましたが（旧商175条2項）、会社法ではかかる各事項は株式申込みのための書面に記載することは要求されていません。

(2) 設立時募集株式の申込み

設立時募集株式の引受けの申込みをする者は、(a)その氏名又は名称及び住所、(b)引き受けようとする設立時募集株式の数（種類株式発行会社の場合は、その種類及びその種類ごとの数）を記載した書面を発起人に交付しなければなりません（会社59条3項）。

〔書式1—15の2参照〕発起人が申込者に対して行う通知や催告は、原則として上記(a)の住所にあてて発すれば足ります（会社59条6項）。

旧商法においては、設立時の株式申込みの際、実務上、払込金と同額の申込証拠金を添えるのが慣行となっており、この申込証拠金は、払込金に振替充当されていましたが、会社法の下での設立時募集株式の申込みにおいても同様の扱いがなされるものと思われます。

(3) 金融商品取引法による規制

募集設立の場合の株主の募集であっても、一定の要件に該当する場合には、金融商品取引法の規制を受けます。原則として50名以上の者を相手方として株式取得の勧誘をする行為は、金融商品取引法上の規制の対象となる「有価証券の募集」に当たります（金商2条3項1号、金商令1条の5）。

そして、発行価額又は売出価額の総額が1億円以上の場合には、事前に有価証券届

出書を作成して内閣総理大臣に提出しなければなりません（金商4条1項）。この場合、有価証券届出書が受理されてから15日経過した日以後でなければ募集行為はできません（金商8条1項・15条1項）。また、発行価額又は売出価額の総額が1,000万円を超え1億円未満の場合には、有価証券通知書を作成して内閣総理大臣に提出しなければなりません（金商4条6項、開示府令4条5項）。この場合には、株式の募集行為の時期については何ら制限ありません。

したがって、前記以外の場合、すなわち、金融商品取引法上の「有価証券の募集」に該当しない場合及び「有価証券の募集」に該当しても、発行価額又は売出価額の総額が1,000万円以下の場合には、金融商品取引法の規制の対象になりませんので、内閣総理大臣に対する届出も通知も必要ありません。

4 設立時募集株式の割当て

設立時募集株式の申込みがあると、発起人は、特定の申込人に設立時募集株式を引き受けさせるかどうか、引き受けさせるとすれば何株引き受けさせるかを決定し、払込期日（払込期間を定めた場合はその初日）の前日までに、申込者に通知しなければなりません（会社60条）、これを株式の割当てといいます。〔書式1—15の3参照〕

株式の割当ては、原則として発起人が自由に決めることができます（割当自由の原則）。ただし、募集に際し、株式の割当てについて、申込順によるとか、抽選によるとか、按分比例によるなどというように条件を定めている場合には、発起人はこの条件に従い、株式の割当てをしなければなりません。

株式の割当ての時期については、金融商品取引法による制限（金商4条1項・8条1項・15条1項）以外は特に制限はありません。多数の株式を募集する場合、発行価額の全額を申込証拠金として払い込ませ、申込みが募集株式の総数に達すると募集を打ち切るというのが通例のようです。

株式の割当てによって、株式の引受けが確定した後は、株式申込人は申込みを撤回することができず、また発起人は割当てを変更したり撤回したりできなくなります。設立時募集株式の割当てを受けられなかった申込人に対しては、割当て後、速やかに申込証拠金を返還しなければなりません。

なお、会社法では、設立時募集株式を引き受けようとする者がその総数の引受けを行う契約を締結する場合には、上記の申込みや割当てに関する規定は適用されません（会社61条）。引き受けようとする者が2人以上の場合でも、総数が引き受けられるのであれば、この特則が適用されることになります。

5 設立時募集株式の引受け・払込み

(1) 株式払込金の取扱金融機関

株式払込金の払込みを取り扱うことができる金融機関は、会社法で定められた一定の金融機関に限られますが、それは次のとおりです（会社34条2項、会社規7条）。なお、株式払込金の払込みに関して、払込取扱金融機関に対し、株式の申込みの取扱いの委託をすることができます。〔書式1—16参照〕

- ① 銀行
- ② 信託会社
- ③ 株式会社商工組合中央金庫
- ④ 農業協同組合又は農業共同組合連合会
- ⑤ 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会
- ⑥ 信用協同組合又は協同組合連合会
- ⑦ 信用金庫又は信用金庫連合会
- ⑧ 労働金庫又は労働金庫連合会
- ⑨ 農林中央金庫

(2) 設立時募集株式の引受け・払込み

設立時募集株式について発起人から割当てを受けた者（又は引受契約により設立時募集株式の総数を引き受けた者）は、設立時募集株式の引受人となり、払込期日又は払込期間内に発起人の定めた銀行等の払込取扱場所において、その全額の払込みを行わなければなりません（会社63条1項）。申込証拠金として全額相当額をあらかじめ払い込んでいる場合、改めて払込金の払込みをする必要はありません。

なお、現物出資が認められているのは発起人のみのため、募集株式の引受人は現物出資をすることはできません。

旧商法と異なり（旧商179条参照）、会社法では、引受人が払込期日又は払込期間内に払込みをしない場合は当然に失権します（会社63条3項）。ただし、定款に定められた出資される財産の価額（又はその最低額）について履行が完了していることは必要です（会社27条4号）。

募集設立の払込みについては、発起設立と異なり（会社34条参照）、旧商法下と同様に払込取扱金融機関による保管証明書が必要となります（会社64条1項）。〔書式1—17参照〕そのため、募集設立の場合、発起設立と比較し、保管証明手数料がかかるほか、払込取扱金融機関の確保や払込取扱金融機関による審査に時間を要することになります。

保管証明書を交付した銀行等は、当該証明書の記載が事実と異なること等を成立後の会社に対抗することができません（会社64条2項）。

〔払込金の保管証明をした銀行の責任〕

○株金払込みを取り扱った銀行は、その証明した払込金額を、会社成立の時まで保管してこれを会社に引き渡すべきであって、会社成立前に発起人又は取締役役に払込金を返還しても、これをもってその後成立した会社に対抗することができない（最判昭37・3・2民集16・3・423）。

6 創立総会

募集設立においては、出資の払込期日（払込期間を定めた場合はその末日）以後、発起人は、遅滞なく、創立総会を招集しなければなりません（会社65条1項）。創立総会は、設立時株主をもって構成されるいわば株主総会の前身ともいうべき、設立中の会社の議決機関、最高意思決定機関です。

(1) 招集

創立総会を招集するには、会日から2週間前（公開会社でない株式会社にあつては、原則として1週間（当該会社が取締役会非設置会社であつて、これを下回る期間を定款で定めた場合はその期間））に、設立時株主に対して、通知を發しなければなりません（会社68条1項）。〔書式1—18参照〕

会社法は、(a)書面投票制度又は電子投票制度による場合、(b)設立しようとする会社が取締役会設置会社である場合には、書面（会社68条2項、ただし、設立時株主の承諾を得て、電磁的方法による通知も可（会社68条3項）。）で通知をすることを要求しています。また、この場合、創立総会の目的である事項などの記載が必要になります（会社68条4項）。それ以外の通知について、会社法は特に規定を設けていませんので、任意の方法でこれをなすことができます。

この際に、書面投票制度を採用している場合には、議決権行使の参考となる創立総会参考書類及び議決権行使書面を交付しなければなりません（会社70条1項）。この場合、電磁的方法による招集通知を承諾した株主に対して電磁的方法による通知をするときは、創立総会参考書類及び議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。ただし、株主の請求があつたときには、これらの書類をその株主に交付しなければなりません（会社70条2項）。

他方、電子投票制度を採用している場合には、招集通知に際して、創立総会参考書類を交付しなければなりません（会社71条1項）。この場合、電磁的方法による招集通知を承諾した株主に対して電磁的方法による通知をするときは、創立総会参考書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。ただし、株主の請求があ

ったときには、これらの書類をその株主に交付しなければなりません（会社71条2項）。さらに、電磁的方法による招集通知を承諾した株主に対する電磁的方法による通知に際しては、議決権行使書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供しなければなりません（会社71条3項）。また、電磁的方法による招集通知を承諾していない株主から株主総会の日の1週間前までに議決権行使書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の請求があったときは、直ちに、その株主に対し、当該事項を電磁的方法により提供しなければなりません（会社71条4項）。

現実の設立の多くが縁故募集であり、この場合には設立時株主から同意を得て極めて短時間内に招集しているのが実情です。

創立総会の招集地について、旧商法では定款に別段の定めがないときは、本店の所在地又はその隣接地としなければなりませんでしたが（旧商180条3項・233条）、会社法ではそのような制限はなくなりました。

創立総会の招集は1回に限られる必要はなく、議案の審議が未了に終わったり、流会となったりしたような場合には、継続会、延会などが認められます。この場合、再度招集通知を発するなどの必要はありません（会社80条）。

なお、会社法では、設立時株主の全員の同意があるときは、原則として招集手続を経ることなく創立総会を開催することができることとされました（会社69条本文）。〔書式1—19参照〕

(2) 決議

創立総会の決議は、原則として、当該創立総会で議決権を行使することができる設立時株主の議決権の過半数であって、出席した当該設立時株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもってすることになっています（会社73条1項、例外について同条2項・3項）。設立時株主は、代理人によってその議決権を行使することができますが、その場合、当該設立時株主又は代理人は、代理権を証明する書面を発起人に提出することが必要です（会社74条1項）。代理権を証明する書面の提出に代えて、政令に定めるところにより、発起人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提出することができます（会社74条3項、会社令1条1項2号、会社規230条）。発起人は、電磁的方法により招集通知を発した相手である設立時株主からこの承諾を求められた場合、正当な理由なくこれを拒むことはできません（会社74条4項）。

創立総会においても、書面投票制度及び電子投票制度を導入することができます（会社67条1項3号・4号）。この場合には、招集通知にその旨の記載又は記録が必要となります（会社68条4項）。

設立時株主（特定の設立時株主について会社法72条1項括弧書き）は、引受株式の1株につき1個の議決権を有し（ただし、単元株式制度を採る会社の場合、1単元の

株式につき1個の議決権を有します。) (会社72条1項)、2個以上の議決権を有するときはその不統一行使ができますが、不統一行使をする場合には、創立総会の日前までに、発起人に対してその旨及びその理由を通知しなければなりません (会社77条1項)。

なお、設立しようとする会社が種類株式発行会社である場合において、株主総会で議決権を行使することができる事項について制限がある設立時発行株式を発行するときは、創立総会において、設立時株主は株主総会において議決権を行使することができる事項に相当する事項に限って、議決権を行使することができます (会社72条2項、例外について同条3項)。

また、会社法では、発起人が創立総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき設立時株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の創立総会の決議があったものとみなすこととしています (会社82条1項)。

(3) 創立総会の権限等

会社法では、創立総会の権限等について、会社の設立の廃止、創立総会の終結、株式会社の設立に関する事項に限り、決議することができることと定めるほか (会社66条)、主に以下のようなものを規定しています。

- ① 発起人から会社の設立に関する事項の報告を受けること (会社87条1項、報告の省略について会社83条)

「設立に関する事項」とは、会社の設立に関する一切の事項をいい、定款作成日、株式引受け、払込みに関する事項のみならず、設立に至った経緯、背景、将来の事業見通しまで含むとされます。〔書式1—20参照〕

報告義務者は、各発起人とされますが、一人に発起人が発起人全体を代表して報告すれば足り、一般にはこの方法がとられます。

- ② 設立時取締役等を選任すること (会社88条)

設立時取締役、設立時監査役等の選任は、創立総会の決議によって行われる必要があります (会社88条)。設立時取締役の選任については、定款に別段の定めがある場合を除き、累積投票によることができます (会社89条)。

株式会社の設立に際して、種類株主総会において取締役又は監査役を選任できることとする種類株式を発行する場合、当該種類の設立時発行株式の設立時種類株主を構成員とする種類創立総会の決議により、設立時取締役を選任します (会社90条)。

上記各決議によって選任された設立時取締役等は、会社の成立時まで選任と同様の手続によって解任することができます (会社91条・92条)。

③ 設立時取締役等から設立経過の調査報告を受けること（会社93条）

設立時取締役（設立する会社が監査役設置会社の場合には、設立時取締役及び設立時監査役）は、選任後遅滞なく、(a)少額免除又は有価証券特例により現物出資等の規制の適用除外となった現物出資財産等について、定款で記載された価額が相当であること、(b)現物出資財産等の価額の相当性について、専門家の証明を受けた場合にその証明が相当であること、(c)発起人による出資の履行及び設立時発行株式の引受人による払込みの完了、(d)その他設立手続に法令・定款違反がないことにつき調査し、その結果を創立総会に報告することになります（会社93条1項・2項）。〔書式1—21・1—22参照〕また、設立時取締役は、上記各調査事項について設立時株主から説明を求められた場合、当該事項について必要な説明をしなければなりません（会社93条3項）。

④ 変態設立事項について報告を受けること（会社87条2項）

検査役により、変態設立事項（会社28条）の調査が行われた場合（会社33条）、発起人は、その調査報告の内容を創立総会に提出又は提供しなければなりません（会社87条2項1号）。また、検査役による調査の代わりに弁護士等の証明等を受けた場合も同様に、発起人は、弁護士等の証明等が記載又は記録された資料を創立総会に提出又は提供しなければなりません（会社87条2項2号）。

⑤ 定款の変更の決議をすること（会社96条）

創立総会においては、定款を変更することができます。原則として、創立総会においてはどのような事項についても自由に定款変更することができるものとされていますが、もともと無効な定款を定款変更により有効にすること、例えば、商号に関する定めのない定款について、これらの規定を設けるような場合には、当該変更は許されないでしょう。

また、設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合において、(a)譲渡制限株式の定めや全部取得条項付種類株式の定めを設けるとときや(b)一定の事項についての定款変更をすることによりある種類の設立時発行株式の設立時株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当該種類の設立時発行株式の設立時種類株主を構成員とする種類創立総会の決議がなければ、その効力は生じません（会社100条・101条）。

⑥ 変態設立事項を変更すること（会社97条）

創立総会においては、変態設立事項（会社28条）を決議により変更することができます（会社97条。なお、裁判所の決定による変態設立事項の変更について会社33条7項）。この変更反対した設立時株主は当該決議後2週間以内に限り、その設立時発行株式の引受けについての意思表示を取り消すことができます。

〔法務八九〕

三三三

〔創立総会による変態設立事項の変更〕

○商法185条1項〔注：会社法97条〕による創立総会の変更権は、原始定款記載の変態設立事項が不当と認められる場合に、これを監督是正する立場から、このような事項を縮小または削除するためにのみ行使されるべきものであって、創立総会で新たに変態設立事項に関する定めを追加し、あるいは既存の規定を拡張することは許されない（最判昭41・12・23民集20・10・2227）。

⑦ 発行可能株式総数を定めること（会社98条）

募集設立を行う場合に原始定款に発行可能株式総数が定められていないときは、株式会社の成立の時までに、創立総会の決議によって、定款変更をしてそれを定めなければなりません。

(4) 議事録の作成・備置き

創立総会が終了したときは、書面又は電磁的記録により、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果等を記載又は記録しなければなりません（会社81条1項、会社規16条・17条）。〔書式1—23参照〕

発起人（株式会社の成立後にあつては、当該株式会社）は、創立総会の日から10年間、上記の議事録を発起人の定めた場所（会社の成立後は、その本店）に備え置かなければなりません（会社81条2項）。

〔法務八九〕

7 募集設立における発起人・設立時取締役等の責任

(1) 財産価額てん補責任

株式会社の設立時における現物出資財産等の実価が当該現物出資財産等について定款に記載された価額に著しく不足する場合に発起人・設立時取締役が負う財産価額てん補責任は、発起設立においては緩和され過失責任とされましたが、募集設立については旧商法と同様、無過失責任とされています（会社103条1項参照）。これは、募集設立においては、金銭出資を行う株式引受人の利益の保護が要請されるため、旧商法どおり発起人等と株式引受人との関係で無過失の連帯責任を負わせるのが妥当であると考えられたためです。

(2) 擬似発起人の責任

発起人とは、定款を作成し、発起人としてこれに署名・押印した者であるため、募集設立の場合において、募集の広告等に自己の氏名や名称を掲げて株式会社の設立を賛助する旨表示することを承諾した者は法的には発起人（いわゆる擬似発起人）とはいえません。

しかし、このような者を発起人と誤信し、株式の申込みをした者を保護する必要があります。そこで、会社法は擬似発起人に発起人と同一の責任を負わせることとしました（会社103条2項）。

二三三

○取締役会議事録（新株予約権の発行）

〔書式2—92〕

取締役会議事録

平成〇〇年〇〇月〇〇日午前〇時〇分、東京都〇〇区〇〇一丁目2番3号
当会社本店会議室において、取締役会を開催した。

出席代表取締役社長 〇〇〇〇（議長）

出席取締役 〇〇〇〇

〇〇〇〇

〇〇〇〇

出席監査役 〇〇〇〇

以上のとおり出席があり、本会は適法に成立したので、代表取締役社長〇〇〇〇は議長となり、開会を宣し定刻議事に入った。

議案 新株予約権を発行する件

議長は、下記により新株予約権を発行することを提案したところ、満場一致をもってこれを承認可決した。

1 募集新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権1個につき 普通株式〇株

2 募集新株予約権の総数 〇〇〇個

3 募集新株予約権の払込価額 1個につき 金〇万円

4 募集新株予約権の割当日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

5 募集新株予約権の払込期日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

6 募集新株予約権の行使時払込額 1個につき 金〇万円

7 募集新株予約権の行使期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日まで

8 新株予約権者の請求があるときに限り、新株予約権証券を発行するものとする。

9 新株予約権の行使による株式の発行により増加する資本金及び資本準備金に関する事項

1株につき 資本金 金〇万円

資本準備金 金〇万円

10 新株予約権の行使による新株発行の際の剰余金の配当（中間配当を含む。）については、払込みをした日の属する事業年度の終わりにおいて、新株の発行があったものとみなす。

以上をもって議事の全部を終了したので、議長は午前〇時閉会を宣した。

以上の決議の結果を明らかにするため、本議事録を作成し、出席取締役及び監査役は、次に記名押印する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇商事株式会社取締役会

出席代表取締役社長 ○○○○ 印

出席取締役 ○○○○ 印

○○○○ 印

○○○○ 印

出席監査役 ○○○○ 印

〔説明〕

- 1 公開会社において新株予約権を発行する場合、取締役会で新株予約権の発行事項について決議します（会社288条2項・240条1項）。
- 2 取締役会で決定しなければならない募集事項は以下のとおりです（会社238条1項・236条1項）。
 - ① 募集新株予約権の内容及び数
 - ② 募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする場合には、その旨
 - ③ ②の場合以外の場合には、募集新株予約権の払込金額（募集新株予約権1個と引換えに払い込む金銭の額をいいます。）又はその算定方法
 - ④ 募集新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」といいます。）
 - ⑤ 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日を定めるときは、その期日
 - ⑥ 募集新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、会社法676条各号に掲げる事項
 - ⑦ ⑥の場合において、⑥の新株予約権付社債に付された募集新株予約権についての会社法118条1項、777条1項、787条1項又は808条1項の規定による請求の方法につき別段の定めをするときは、その定め
 - ⑧ 当該新株予約権の目的である株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法

- ⑨ 当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
- ⑩ 金銭以外の財産を当該新株予約権の行使に際してする出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額
- ⑪ 当該新株予約権を行使することができる期間
- ⑫ 当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ⑬ 譲渡による当該新株予約権の取得について当該株式会社の承認を要することとするときは、その旨
- ⑭ 当該新株予約権について、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができることとするときは、次に掲げる事項
- ア 一定の事由が生じた日に当該株式会社がその新株予約権を取得する旨及びその事由
- イ 当該株式会社が別に定める日が到来することをもってアの事由とするときは、その旨
- ウ アの事由が生じた日にアの新株予約権の一部を取得することとするときは、その旨及び取得する新株予約権の一部の決定の方法
- エ アの新株予約権を取得するのと引換えに当該新株予約権の新株予約権者に対して当該株式会社の株式を交付するときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその算定方法
- オ アの新株予約権を取得するのと引換えに当該新株予約権の新株予約権者に対して当該株式会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除きます。）を交付するときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
- カ アの新株予約権を取得するのと引換えに当該新株予約権の新株予約権者に対して当該株式会社の他の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除きます。）を交付するときは、当該他の新株予約権の内容及び数又はその算定方法
- キ アの新株予約権を取得するのと引換えに当該新株予約権の新株予約権者に対して当該株式会社の新株予約権付社債を交付するときは、当該新株予約権付社債についてのオに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのカに規定する事項
- ク アの新株予約権を取得するのと引換えに当該新株予約権の新株予約権者に対して当該株式会社の株式等以外の財産を交付するときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法
- ⑮ 当該株式会社が次のアからオまでに掲げる行為をする場合において、当該新株予約権の新株予約権者に当該アからオまでに定める株式会社の新株予約権を交付することとするときは、その旨及びその条件
- ア 合併（合併により当該株式会社が消滅する場合に限ります。） 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
- イ 吸収分割 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
- ウ 新設分割 新設分割により設立する株式会社

エ 株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

オ 株式移転 株式移転により設立する株式会社

⑯ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に一株に満たない端数がある場合において、これを切り捨てるものとするときは、その旨

⑰ 当該新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除きます。）に係る新株予約権証券を発行することとするときは、その旨

⑱ ⑰の場合において、新株予約権者が会社法290条の規定による請求の全部又は一部をすることができないこととするときは、その旨

3 議事録が書面をもって作成されたときは、出席した取締役及び監査役は、これに署名又は記名押印しなければなりません（会社369条3項）。また、議事録は電磁的記録をもって作成することができ、この場合の電磁的記録に記録された情報については、作成者はこれに電子署名しなければなりません（会社369条4項、会社規225条1項6号・2項）。